

四日市市告示第 28 号

四日市市地域子育て相談機関設置運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

四日市市長 森 智 広

四日市市地域子育て相談機関設置運営要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域子育て相談機関設置運営要綱（令和 7 年四日市市告示第 337 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置場所） 第 3 条 地域子育て相談機関は、四日市市橋北子育て支援センター、<u>四日市市塩浜子育て支援センター及びこども子育て交流プラザ</u>内に置く。	（設置場所） 第 3 条 地域子育て相談機関は、四日市市橋北子育て支援センター<u>及び</u>四日市市塩浜子育て支援センター内に置く。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（こども未来部こども未来課）